京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業 事業対象項目について

3 5	要求水準書に記載されているもの可上・資料編に記載されているもの可上・別表1及び2に記載されてのである。 可上・別表1及び2に記載されてのである。 可上・別表3に記載されているものである。	いるもの		・全ての記載事項を事業対象とする。 ・全ての記載事項を事業対象とする。 ・全ての記載事項を事業対象とする。 ・全ての記載事項を事業対象とする。 ・室内の温湿度環境、特殊条件等を実現するための各種工事(附帯工事)は、事業対象とする。 ・記載内容については、参考(備考欄記載事項を除く)と・するが、上記1.2.3に記載されている事項については
3 🖪	司上∙別表1及び2に記載されて	いるもの		・全ての記載事項を事業対象とする。 ・全ての記載事項を事業対象とする。 ・室内の温湿度環境、特殊条件等を実現するための各種工事(附帯工事)は、事業対象とする。 ・記載内容については、参考(備考欄記載事項を除く)と
3 🖪	司上∙別表1及び2に記載されて	いるもの		・全ての記載事項を事業対象とする。 - 室内の温湿度環境、特殊条件等を実現するための各種工事(附帯工事)は、事業対象とする。 記載内容については、参考(備考欄記載事項を除く)と
				室内の温湿度環境、特殊条件等を実現するための各種工事(附帯工事)は、事業対象とする。 記載内容については、参考(備考欄記載事項を除く)と
4 🖪	司上・別表3に記載されているも	Ø		記載内容については、参考(備考欄記載事項を除く)と
4 🖪	司上·別表3に記載されている も	Ø		事業対象とする。
	同上・別表3に記載されているもの			資料編[資料11 特別附帯設備・洗面化粧台リスト]に 記載されていないものについては、事業対象とはしない が、機器への接続、排水のバルブ止め、それに伴う換 気設備は事業対象とする。
5 +	n 払 フ	講義室		
6	几、椅子	その他	×	
7	是加. 隶库	図書室		· Q101~106のみ
8	書架·書庫	その他	×	
9	集密書架	図書室		· Q101~106のみ
10 条	R山百木 	その他	×	・レール等の埋込に関しても事業対象外
11	責層書架	図書室		· Q101~106のみ
12	具眉百木	その他	×	
13 教	教壇		×	
14 教	教卓		×	
15	具板	講義室		
16 "	₩ 1/X	その他	×	
17	- 白板	講義室、実験室		
18		その他	×	
19		講義室		
20 掲	曷示板	廊下等共用部		
21		その他	×	
22		ボックス		
23 ス	スクリーン	電動		
24		手動		
25		ボックス		
26 暗	暗幕	電動	×	- 一次側の電源は事業対象、二次側は配線ルート(配管 及びボックス)のみ事業対象
27		手動	×	
28		カーテンレール		

	項目		事業対象	適用範囲
29		ボックス		
30	カーテン	電動	×	. 一次側の電源は事業対象、二次側は配線ルート(配管 及びボックス)のみ事業対象
31		手動	×	
32		カーテンレール		
33		ボックス		
34	ブラインド	電動		
35		手動		
36	スライディングウォール			
37		天井固定		
38	パーテーション・ついたて	自立型	×	
39		トイレブース		
40	受付カウンター		×	
41	ロッカー・収納棚		×	
42	ミニキッチン		×	
43	ガス台	ガス台		
44	ガスコンロ		×	
45	応接セット		×	
46	ベッド		×	
47	吊り戸棚			. 要求水準書資料編【資料18】に示す標準仕様の共同利用室に設置
48	サイン			
49	桟木·画桟			
50	案内板			
51	消火器関連	消火器		
52	州八韶 民廷	消火器ボックス		
53	展示パネル		×	
54	展示ケース		×	
55	 ピクチャーレール関連	ピクチャーレール		
56	こグテャーレール料理	フック、ハンガー		
57	テレビ・ビデオ		×	
58	視聴覚機器		×	
59	OHP	OHP		
	映写機		×	
	冷蔵庫·冷凍庫		×	
	除湿器·乾燥機		×	
	ウオータークーラー		×	
	蛍光灯スタンド		×	
	パソコン及び周辺機器		×	
	電話機		×	
	放送設備			
	実験用分電盤			
69	天井配線ダクト・リーラーコンセント			

	項目		事業対象	適用範囲
70	入室退館システム		×	. 但し、一次側の電源は事業対象とする。また二次側は 配線ルート(配管及びボックス)のみ事業対象
71	ブックディクティクションシステム		×	. 但し、一次側の電源は事業対象とする。また二次側は 配線ルート(配管及びボックス)のみ事業対象
72	オートクレーブ		×	
73	飼育ゲージ		×	
74	っレ t曲	造り付け		
75	水槽	その他	×	
76	純水製造装置		×	
77	恒温恒湿器		×	
78	実験·測定機器		×	
79	薬品管理システム		×	
80	LAN機器(UPSを含む)		×	
81	空調設備			
82	換気設備			
83	給湯器(ガス式、電気式とも)			
84	陶器製流し、洗面化粧台			・資料11に示すもの
85	実験台類			・資料11に示すもの
86	実験流し類			・資料11に示すもの
87	流し台類			・資料11に示すもの
88	H e 回収装置			
89	特殊空調設備			・C308,E401-1を除く
90	ドラフトチャンバー類本体			・資料11に示すもの
91	同上用排気設備及び除害設備			
92	クリーンベンチ		×	
93	安全キャビネット本体			・資料11に示すもの
94	同上用排気設備			・適用室:C504A (詳細は別表2による)
95	シリンダーキャビネット本体			・資料11に示すもの
96	同上用排気ダクト			
97	クレーン設備(走行レール含む)			・適用室:B003,E006,E007 (詳細は別表2による)
98	チェーンブロック、天井フック			・適用室:G007,1003·004 (詳細は別表2による)
99	実験装置用局所排気設備			適用室適用装置:B010 ラボストミル装置、C001 質量分析器、C504A 安全キャビネット、D305 原子吸光機、D324 I CP-MS装置、D502 GCMS装置、E307 原子吸光光・度計、E403-2 ICP装置、G004 真空ポンプ用排気、I005粉砕機、I201 粉砕機、G201 DLS光源、G202 真空ポンプ用排気 (詳細は別表2、別表3による)
100	蒸気ボイラー及び煙突			・適用室: C002ジャ-ファ-メンタ-室 (詳細は別表2による)
101	集塵装置及びダクト	集塵装置及びダクト		・適用室:B303 木工室(詳細は別表2による)
102	洗濯パン			・適用室:1001-2技官室(詳細は別表2による)
103	シャワー室			適用室: D313 シャワー室、H007 シャワー室、1001-2 ・シャワー室、M503 ユニットシャワー(詳細は別表2による)
			- 12 1 24	

上記項目以外の項目については、要求水準書、要求水準書資料編、要求水準書別表編による。